

第27回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年11月17日
 告示番号 第23号
 会議年月日 令和5年11月24日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主任主事 千葉 淳

本日の案件 第27回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時36分

議	長	<p>本日の出席委員は22名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第27回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、14番 佐藤 宗雄 委員、24番 鈴木 弘也 委員より欠席の届出がありました。</p>
議	長	<p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p>
議	長	<p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に12番 藤原 美喜男 委員、13番 佐藤 和威治 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡係長、千葉主任主事を指名いたします。</p>
議	長	<p>審議に入ります。</p> <p>「報告第64号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p>
局	長	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>1ページをお開き願います。</p> <p>報告第64号、専決処分の報告についてご説明いたします。</p>

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページの専決処分書をご覧ください。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続及び持分放棄による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から7ページの第19号までの19件、19名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和5年11月16日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定し、届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第64号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第64号の質疑を終わります。

次に、「報告第65号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

8ページをご覧ください。

報告第65号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第3号までの3件3筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する農地現状変更届出済標を交付しているほ

議 長
議 長
議 長
局 長

か、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、農業用施設の整備が3件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第65号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第65号の質疑を終わります。

次に、「議案第185号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

9ページをご覧ください。

議案第185号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に関地域に係る申請3件です。

第1号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、耕作者である譲受人に農地の名義を揃えるため、共有名義である譲渡人の持ち分1/2を贈与により取得しようとするものです。

第2号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できないことから、譲受人が宅地、山林、雑種地を含む売買により農地を取得し、新たに耕作しようとするもので、売買金額は宅地、山林等を含み記載のとおりとなっております。譲受人は農家ではありませんが、産直等での販売と自身の経営する民泊施設宿泊客へ提供するためのじゃがいも、トマト、きゅうり、こだますいかの作付けの営農計画書を提出しております。

9ページから11ページをご覧ください。

第3号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、譲渡人が高齢であることから農業後継者に農地を譲ろうとするもので、現在、使用貸借している譲受人が生前一括贈与により農地を取得しようとするものです。

次に、花泉地域に係る申請4件です。

第4号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は隣接の宅地、雑種地を含み記載のとおりとなっております。

12 ページをご覧ください。

第5号については、貸付人が労力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和6年12月31日までの1年間で、賃借料は物納となっております。

第6号については、譲渡人が労力不足の状態であり、申請農地が自宅から遠方にあり耕作が不便であることから、隣接地を所有している譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第7号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、譲渡人が所有する空き家を購入し転居した譲受人が転居先の自宅の近くで耕作するため贈与により農地を取得しようとするものです。

13 ページをご覧ください。

次に、大東地域に係る申請2件です。

第8号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、譲渡人が高齢であることから、農業後継者である譲受人が生前一括贈与により農地を取得しようとするものです。

13 ページから14 ページをご覧ください。

第9号については、譲渡人が高齢で遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、譲受人の父が今まで賃貸借契約していた農地を譲受人が今後も引き続き耕作するため贈与により取得しようとするものです。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第10号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、近隣の譲受人が自身の所有する周辺農地と一体で管理するため贈与により農地を取得しようとするものです。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第11号については、譲渡人が高齢で労力不足により耕作管理できない状態にあることから、取得する農地の近隣に自宅のある譲受人が新たに農地を取得し耕作するため売買により

議 長

11番
山本 佳範 委員

議 長

4番
小澤 仁 委員

議 長

21番
畠山 潔 委員

取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。なお、譲受人は農家ではありませんが、白菜、大根、じゃがいもの作付けの営農計画書を提出しております。

以上、11件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第185号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年11月10日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 山本 と農地利用最適化推進委員 小野寺委員、渡邊委員、事務局職員 千葉主任主事、農政推進課 及川主事でございます。

報告内容、第1号から第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われまます。

以上報告します。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年11月10日、金曜日、午前9時より行いました。

調査員、農業委員 私 小澤 と農地利用最適化推進委員 佐々木委員、磯田委員、支所職員 千葉主任主査であります。

報告内容、第4号から第7号までについて、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われまます。

以上報告します。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年11月10日、金曜日、午後1時30分よ

り、農業委員 私 畠山 と農地利用最適化推進委員 佐々木委員、小崎委員、事務局職員 千葉主任主事、支所職員 佐藤主事と行いました。

報告内容、第8号、第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上報告します。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年11月10日、金曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤 と農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡邊委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第10号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上報告します。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日、令和5年11月10日、金曜日、午前10時より、調査員につきましては農業委員としては 千葉委員、私 藤原、農地利用最適化推進委員 小松委員、岩淵委員、支所職員 小野寺主任主事、千葉会計年度任用職員で行いました。

報告内容、第11号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上報告します。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

なお、第3号について、19番 佐藤 洋子 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

議 長

5番
佐藤 繁 委員

議 長

12番
藤原 美喜男 委員

議 長

		<p>ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第185号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」第3号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第185号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」第3号を除き可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第185号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」第3号について審議いたします。</p> <p>佐藤 洋子 委員は退室願います。</p> <p>(午後1時56分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>なければ、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。</p> <p>「議案第185号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」第3号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第185号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」第3号を可と決します。</p> <p>佐藤 洋子 委員は入室願います。</p> <p>(午後1時58分 入室)</p>
議	長	<p>佐藤 洋子 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第185号 農地法第3条第1項の規定による許可申請</p>

議長

局長補佐

に対する可否について」第3号は可と決しました。

次に、「議案第186号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

15ページをお開き願います

議案第186号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の3件です。

第1号は、申請人が駐車場、作業場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、申請地は令和5年9月22日付で農振除外済みです。

第2号は、申請人が共同住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

なお、申請地は令和5年9月22日付で農振除外済みです。

16ページをお開き願います。

第3号は、申請人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

以上、3件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第186号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

11番

山本 佳範 委員

一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕 申請地は、JR一ノ関駅から北東に約7.9kmの位置にあり、周囲は北側及び東側が農地、南側が市道、西側が宅地となっている。

申請人が駐車場及び薪置場等を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第2号〕 申請地は、一関市役所から南西に約3.2kmの位置にあり、周囲は北側が用悪水路、東側が道及び現況公衆用道路、南側が農地及び宅地、西側が用悪水路となっている。

申請人が共同住宅を建設する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

〔第3号〕 申請地は、JR一ノ関駅から南に約2.8kmの位置にあり、周囲は北側が宅地及び山林、東側が宅地、南側が原野、西側が原野及び山林となっている。

申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

以上報告します。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第186号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第186号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第187号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

17ページをお開き願います。

議案第187号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、一関地域に係る申請4件です。

第1号は、借受人が資材・重機械置場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、譲受人が共同住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

第3号は、譲受人が建築条件付宅地分譲するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

なお、申請地は令和5年9月22日付で農振除外済みです。

18ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が電力会社の送配電線と接続する鉄塔等を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請4件です。

第5号は、借受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

なお、申請地は令和5年9月22日付で農振除外済みです。

第6号と19ページの7号は同一事業で、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第8号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

申請地は、一関市役所花泉支所から500m以内に存在する農

地であるため、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請3件です。

第9号は、借受人がテント倉庫を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

20ページをお開き願います。

第10号と第11号は同一事業で、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第12号は、借受人が農業用格納庫等及び来客用・従業員用駐車場を整備するため転用申請するものです。

今回申請目的のうち、農業用格納庫等2棟については、平成23年及び平成26年に建築済みのものであり、追認案件です。農地法の無理解により、農業用施設については転用許可不要との誤った解釈から建築してしまったとの顛末書が提出されております。誤りを是正するため、今回、駐車場整備と合わせて転用申請するものです。

申請地は、令和5年9月22日付で農振農用地から農振農業用施設用地に用途変更されております。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、12件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第187号」の説明を終わります。

「議案第187号」の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

11番

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

山本 佳範 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕 申請地は、JR一ノ関駅から北東に約5.6kmの位置にあり、周囲は北側が原野及び山林、東側及び南側が山林、西側がため池及び山林となっている。

申請人が採石業用資材置場及び駐車場を整備する計画であ

り、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第2号〕 申請地は、一関市役所から南西に約 1.3km の位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が用悪水路、南側が宅地及び雑種地、西側が市道となっている。

申請人が共同住宅を建設する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

〔第3号〕 申請地は、一関市役所から南西に約 2.4km の位置にあり、周囲は北側及び東側が市道、南側が水路、西側が農地となっている。

申請人が建築条件付き分譲地を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

〔第4号〕 申請地は、一関市役所から南西に約 2.5km の位置にあり、周囲は北側が農地、水路及び道、東側が水路、南側が市道、宅地及び雑種地、西側が用悪水路となっている。

申請人が鉄塔及び変電設備を建設する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第5号〕 申請地は、JR油島駅から北西に約 1.7 km の位置にあり、周囲は北側が道、東、南及び西側が農地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はない。

〔第6号・第7号〕 申請地は、JR清水原駅から東に約 1.6 km の位置にあり、周囲は北側が農地、東側が市道、南側が道及び現況雑種地、西側が水路となっている。

申請人が太陽光設備を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第8号〕 申請地は、花泉支所から南西に約 500m の位

議 長
4 番
小澤 仁 委員

議 長
5 番
佐藤 繁 委員

置にあり、周囲は北側が山林、東側が市道、南側が農地、西側が農地及び山林となっている。

申請人が太陽光設備を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第9号〕 申請地は、JR小梨駅から北西に約2.6kmの位置にあり、周囲は北側が山林及び農地、東側が畑、西側及び南側が雑種地となっている。

申請人がテント倉庫を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

〔第10号・第11号〕 申請地は、JR小梨駅から南東に約1.0kmの位置にあり、周囲は北側が原野、東側が山林、南側が市道、西側が道となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年11月10日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 畠山 と農地利用最適化推進委員 畠山委員、菅原委員、支所職員 阿部主事でございます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第12号〕 申請地は、藤沢支所から南西に約7.8kmの位置にあり、周囲は北側が畑、東側は道、南側は雑種地、西側は公衆用道路となっている。

申請人が農機具格納庫、来客用及び従業員用駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

議 長
9 番
畠山 信吾 委員

議 長

以上です。
ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。
ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことです。審議を打ち切り採決いたします。

「議案第187号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第187号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第188号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

21 ページをお開き願います。

議案第188号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものです。

22 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が9件、所有権移転が10件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が4件、集団案件一括方式が59件です。

最初に貸借権設定ですが、

第1号から25ページの第6号までの6件は、一関地域に係る申請です。

第7号から26ページの第8号までの2件は、花泉地域に係る申請です。

第9号は、藤沢地域に係る申請です。

27 ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、

第1号は、一関地域に係る申請です。

第2号から28ページ第3号までの2件は花泉地域に係る申請です。

第4号は、東山地域に係る申請です。

29ページの第5号から31ページの第10号までの6件は、藤沢地域に係る申請です。

32ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第1号から第2号までの2件は、東山地域に係る申請です。

第3号から33ページの第4号までの2件は、室根地域に係る申請です。

34ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第1号から40ページ第52号までの52件は、千厩地域に係る申請です。

第53号から第59号までの7件は、藤沢地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第188号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第188号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって「議案第188号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第189号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

局長 補佐

事務局の説明を求めます。

41ページをお開き願います。

議案第189号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。

42ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借の移転が1件です。

第1号は、一関地域に係る申請です。

申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる地域との調和要件につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。

以上で、説明を終わります。

議長

以上で「議案第189号」の説明を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。「議案第189号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって「議案第189号」を可と決します。

議長

次に、「議案第190号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長 補佐

43ページをお開き願います。

議案第190号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。

本議案に係る申請は3件で、一関地域1件、花泉地域1件、

議 長

11番
山本 佳範 委員

議 長

4番
小澤 仁 委員

議 長

21番
畠山 潔 委員

大東地域1件です。

いずれの土地も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第190号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕申請地は、JR真滝駅から北西に約420mの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が雑種地、南側及び西側は農地となっている。

昭和55年頃から宅地として利用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第2号〕申請地は、花泉支所から南に約490mの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が市道、南側が宅地、西側が農地となっている。

平成元年頃から住宅用物置敷地として利用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございます

いますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第3号〕 申請地は、大東支所から東に約 4.2 kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が雑種地、南側が市道、西側が宅地となっている。

平成 10 年頃から居宅進入路及び庭として利用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第190号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長

挙手多数と認めます。

よって、「議案第190号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

第27回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2 時38分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員